



各位

会 社 名 株 式 会 社 ピ ク セ ラ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 藤 岡 毅
(コード番号：6731 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 岩 井 亨
(TEL. 050-1780-3296)

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、下記のとおり、2025年12月25日開催予定の当社第44期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の理由及び減少の方法

当社は、当事業年度末において生じている繰越欠損を解消するとともに今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第 447 条第 1 項及び会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、当該繰越欠損金額と同額の資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第 452 条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることといたしました。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

1,191,946,318円

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年2月27日（予定）

これにより、減少後の資本金の額は10,000,000円になります。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

3. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

622,852,845円

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年2月27日（予定）

これにより、減少後の資本準備金の額は、1,219,145,848円となります。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

4. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,814,799,163円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,814,799,163円

(3) 剰余金の処分がその効力を生ずる日

2026年2月27日（予定）

5. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2025年11月14日 |
| (2) 株主総会決議日 | 2025年12月25日（予定） |
| (3) 債権者異議申述公告日 | 2026年1月13日（予定） |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2026年2月17日（予定） |
| (5) 効力発生日 | 2026年2月27日（予定） |

6. 今後の見通し

本件は純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式数の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。なお、上記の内容につきましては、2025年12月25日開催予定の定時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

以 上